

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤名取店	名取市愛島塩手字下田百十九ー四	シップヘルスケアフアーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央二丁目七番地の一	平成二十六年四月一日
仙台調剤薬局鹿島台店	大崎市鹿島台平渡字東要害二十二ー三	シップヘルスケアフアーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央二丁目七番地の一	平成二十六年六月一日

二 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
森川訪問介護サポート事業所	岩沼市中央三丁目七ー十六	医療法人社団森川内科医院	岩沼市中央二丁目五番三十号	平成二十五年十二月一日

三 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園	登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元氣村	埼玉県鴻巣市上谷字砂場六百八十七番地の一	平成二十六年四月一日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤名取店	名取市愛島塩手字下田百十九ー四	シップヘルスケアフアーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央二丁目七番地の一	平成二十六年四月一日
仙台調剤薬局鹿島台店	大崎市鹿島台平渡字東要害二十二ー三	シップヘルスケアフアーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央二丁目七番地の一	平成二十六年六月一日

五 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

六 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園	登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元気村	埼玉県鴻巣市上谷字砂場六百八十七番地の一	平成二十六年四月一日
-----------------------	-------------------	-----------	----------------------	------------

介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園	登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元気村	埼玉県鴻巣市上谷字砂場六百八十七番地の一	平成二十六年四月一日
-----------------------	-------------------	-----------	----------------------	------------

七 介護予防認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人元気村南方グループホーム翔裕園	登米市南方町山成前七百九十一番地一	社会福祉法人元気村	埼玉県鴻巣市上谷字砂場六百八十七番地の一	平成二十六年四月一日
-----------------------	-------------------	-----------	----------------------	------------

○宮城県告示第七百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
				新	旧	公益社団法人宮城県看護協会柴田訪問看護ステーション	柴田郡柴田町大字船岡字中島六十八番地柴田町地域福祉センター内	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号	平成二十五年四月一日
		新	旧	新	旧	あおい訪問看護ステーション富谷	黒川郡富谷町東向陽台三丁目二十八・二	有限会社あおい訪問看護ステーション	仙台市若林区荒井字堀添六十五番地の一	平成二十六年六月一日
		新	旧	新	旧	矢本ひまわり訪問看護ステーション	黒川郡富谷町富谷字一枚沖十 東松島市大曲字堰の内南百四十五番地二 東松島市大曲字堰の内南百四十四番地七	有限会社あおい 医療法人社団健育会	黒川郡富谷町富谷字一枚沖十 東京都板橋区桜川二丁目十九番一号	平成二十六年七月一日

新	えあいの郷デイサービス オークの森デイサービス	大崎市古川新田字川原十二ー二 大崎市古川清水柳ノ内十四	株式会社永愛	仙台市若林区土樋二百八十七番地の五	平成二十六年四月一日
---	----------------------------	--------------------------------	--------	-------------------	------------

○宮城県告示第七百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
セントケア富谷中央	黒川郡富谷町ひより台二丁目四十四番六号	セントケア宮城株式会社	居宅介護支援	平成二十六年七月三十一日
アサヒサンクリーン在宅介護センター岩沼	岩沼市たけくま二丁目二番六号ビューファイン一〇号	アサヒサンクリーン株式会社	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成二十六年三月三十一日

○宮城県告示第七百十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年七月十七日次の者を指定した。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
後藤 淳	内循環器科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
土屋 慶容	内科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
徳永 勢二	整形外科	医療法人社団仁徳会 徳永整形外科病院	大崎市古川北町二丁目五番十二号
藤本たか子	内科	公益財団法人宮城厚生協会 川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号
山田 裕	内科	公益財団法人宮城厚生協会 川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十号

○宮城県告示第七百十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧			
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地		
大内 淳	泌尿器科 人工透析内科	医療法人医徳会 真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番四号	篠原 大輔	内科	医療法人社団ヴェリタス 利府	宮城郡利府町花園一丁目一番一号二階
佐竹 成夫	整形外科	さたけ整形外科	刈田郡蔵王町大字円田字西浦三番二号				

菅原 大介	永沼 滋	内科	消化器内科 循環器内科 呼吸器内科 神経内科 人工透析科	吉岡Q Qクリ ニツク	黒川郡大和町吉 田字高田東十一	吉岡腎・循環器 科	黒川郡大和町吉 田字天皇寺百八 十三番七号
内科	リニツク	すがわら内科ク リニツク	気仙沼市松崎萱 百二十一番三号	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百 八十四		

○宮城県告示第七百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
鈴木 裕道	医療法人千圃鈴木医院	鈴木医院	気仙沼市長磯原ノ沢五十番二号

○宮城県告示第七百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
鈴木 兼三	精神科	光ヶ丘保養園	気仙沼市浪坂百四十番地
細越 悠夫	整形外科	細越整形外科医院	黒川郡大和町吉岡字館下四十六番地一号
富谷 明人	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
佐野 博高	整形外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地一号
貝羽 義浩	外科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

沖津 尚弘	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
木下 康道	内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小林 信巳	外科 リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地

○宮城県告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、次のように保安林の指定を解除した旨、平成二十六年七月十八日付け二十五森整第千五百五十六号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を仙台市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
仙台市太白区向山三丁目一の一の四六、一一の四八
- 二 所在が不明である者の住所氏名
青森市大字松森字佃二四八番地 玉城敏夫
- 三 通知の内容
一 の森林について、平成二十六年七月十八日宮城県告示第六百三十七号で告示したとおり保安林指定を解除した。

○宮城県告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大和町吉田字上嘉太神北八の一、八の二、九、一〇の一、字金畑北一六、字金畑南二一の一、字沢渡南三八（次の図に示す部分に限る。）、宮床字佐手山一七二の二、一七二の一、字笹倉五二の一、五二の三から五二の六まで、六四の一、六六の一、六六の三、六七の一、六七の三、九八
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字中見山西二七の一、鶴巣小鶴沢寺前三三から三七まで、字広坪六七の三、六七の四、六八、六九の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺前三三・三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町鶴巣鳥屋字天ヶ沢山一の一

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、浦戸東部加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百二十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年八月五日

二 商号又は名称等

株式会社高昭建設 高橋 良	登米市迫町森字赤沼十 一	般・特一二十 第六百七号	一部廃業 管工事業	平成二十六年 七月十一日
カノ建設工業株式 会社 鹿野 文子	仙台市青葉区桜ヶ丘三 丁目三十七一十四	般一二十一 第一千五百五十三 号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業	平成二十六年 七月九日
株式会社東北室 板橋 泰治	仙台市青葉区小田原六 丁目一八	般一二十二 第四千三百九 十一号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十六年 七月九日
有限会社七ヶ浜 電工	宮城県七ヶ浜町代々崎 浜字細田四十九一 九	般一二十四 第五千五百七	一部廃業 一般建設業	平成二十六年 七月二日

鈴木 輝彦	星 建業 星 信彦	柏菱冷熱株式会 社 房義	株式会社テクス 宮城 芳明	株式会社東武ハ ウジング 板橋 勇	株式会社ニッ ト 伊藤 賢一	株式会社ホクシ ン 安達 安治	日本自然工業株 式会社 阿部 宣博	株式会社栗駒高 原開発センタ 秋山 憲義	マルチプライ株 式会社 弘人 五十嵐	有限会社建連 鈴木 茂博
多賀城市留ヶ谷一丁目 七―二十六	石巻市中央一丁目九― 八	仙台市若林区中倉三丁 目二―五	仙台市泉区南光台三丁 目一―二十二	仙台市若林区六丁目字 左近堀二―一	仙台市泉区西田中字萱 場中二十六―一	仙台市宮城野区高砂一 丁目二十八―一	栗原市栗駒桜田街道西 十一―九十六	仙台市太白区富田字南 ノ西十九―一	仙台市青葉区滝道十九 ―十七	
第十三号	般一―二十二 九千八百三 十四号	般一―二十一 九号	般一―二十三 九千三百三 十九号	般一―二十五 千六百四十 六号	般一―二十一 九千五百六 十九号	般一―二十二 千八百七十 七号	般一―二十三 千九百七十 七号	般一―二十三 千九百七十 七号	般一―二十三 千九百七十 七号	般一―二十三 千九百七十 七号
とび・土工事業	全部廃業 大工事業	全部廃業 管工事	一部廃業 特定建設業 電気工事	一部廃業 土木工事	一部建設業 大工事業 とび・土工事業	全部建設業 とび・土工事業	全部建設業 土木工事 とび・土工事業	一部建設業 とび・土工事業 管工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 塗装工事 水道施設工事	一部建設業 とび・土工事業 管工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 塗装工事 水道施設工事	一部建設業 とび・土工事業 管工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 塗装工事 水道施設工事
平成二十六年 七月八日	平成二十六年 七月十一日	平成二十六年 七月三日	平成二十六年 七月十日	平成二十六年 七月七日	平成二十六年 七月二日	平成二十六年 七月十五日	平成二十六年 七月一日	平成二十六年 七月三日	平成二十六年 七月一日	

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

大倉物流株式会 社 大倉 仁貴	仙台市青葉区上杉二丁 目七―七	般一―二十五 千九百七十 七号	全部建設業 大工事業 とび・土工事業 石工事 屋根工事 ブロック工 業 タイル・れんが 鋼構造物工 業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工 業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十六年 七月十五日
株式会社日拓 相場 清一	仙台市泉区鶴が丘三丁 目十二―二十	般一―二十四 千九百四十 三号	全部建設業 一般建設業 土木工事 建築工事 大工事業 とび・土工事業 石工事 屋根工事 管工事 タイル・れんが ブロック工 業 鋼構造物工 業 しゅんせつ工 業 塗装工事業 内装仕上工 業 水道施設工 業	平成二十六年 七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
- 2 名称 仙台市流域関連公共下水道

多賀城市仙塩流域関連公共下水道

富谷町流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

(一) 排水区域

(1) 汚水

仙台市泉区 七北田字古内、同字道、野村字丸山、同字新平山、同字菅間前、同字二重

袋前、同字筒岫屋敷、明通一丁目、松森字陣ヶ前、同字岡本前、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目及び明石南六丁目の各一部

仙台市宮城野区 町前一丁目及び宮内一丁目の全部

蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町、中野字西原、同字高松、同字資田及び港一丁目の各一部

多賀城市 中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部

八幡一丁目及び八幡字一本柳の各一部

富谷町 あけの平三丁目、上桜木一丁目、上桜木二丁目、明石台四丁目、明石字下

犬ヶ沢、同字上向田、同字宮前、一ノ関字鎌田及び富谷字坂松田の各一部

(2) 雨水

仙台市泉区 大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目及び明石南六丁目の各一部

仙台市宮城野区 町前一丁目及び宮内一丁目の全部
蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町、中野字西原、同字高松、同字資田及び港一丁目の各一部

多賀城市 中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部

八幡一丁目及び八幡字一本柳の各一部

(二) その他の施設

(1) ポンプ施設(雨水)

仙台市宮城野区 蒲生字町の一部

(2) 貯留施設

2 廃止する部分

(一) 排水区域

(1) 汚水

仙台市泉区 大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目及び明石南六丁目の各一部

仙台市宮城野区 町前一丁目及び宮内一丁目の全部

蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町及び中野字高松の各一部

多賀城市 中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部

富谷町 上桜木一丁目、上桜木二丁目、明石字上桜ノ木、明石台四丁目、成田六丁目、成田七丁目及び成田九丁目の各一部

(2) 雨水

仙台市宮城野区 町前一丁目及び宮内一丁目の全部

蒲生字北中河原、同字北下河原、同字町及び中野字高松の各一部

多賀城市 中野字上小袋田、同字沼頭及び同字沼向の全部

(二) その他の施設

(1) ポンプ施設(雨水)

仙台市宮城野区 蒲生字町の一部

○宮城県告示第七百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年五月二十八日	大友利明	遠田郡涌谷町小里字守二十番地二	理事
平成二十六年五月二十八日	千葉孝志	大崎市田尻蕪栗字舞岳十八番地	理事
平成二十六年五月二十八日	伊藤徳雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢五十七番地	理事

二 退任した者

平成二十六年五月二十七日	伊藤英雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地	監事
平成二十六年五月二十七日	木村良明	遠田郡浦谷町小里字道祖神二十七番地	監事
平成二十六年五月二十七日	黒澤長一	二遠田郡浦谷町吉住字裏越二十四番地	理事
平成二十六年五月二十七日	中川幸夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦三十三番地十四	理事
平成二十六年五月二十七日	石澤健一	一 大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成二十六年五月二十七日	高橋固	大崎市田尻大貫字境二十七番地	理事
平成二十六年五月二十七日	男澤優	遠田郡浦谷町太田字新地百八十七番地	理事
平成二十六年五月二十七日	伊藤徳雄	地 遠田郡浦谷町小里字五郎沢五十七番地	理事
平成二十六年五月二十七日	千葉孝志	大崎市田尻蕪栗字舞岳十八番地	理事
平成二十六年五月二十七日	大友利明	遠田郡浦谷町小里字守二十番地二	理事

平成二十六年五月二十八日	男澤優	遠田郡浦谷町太田字新地百八十七番地	理事
平成二十六年五月二十八日	高橋固	大崎市田尻大貫字境二十七番地	理事
平成二十六年五月二十八日	石澤健一	一 大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成二十六年五月二十八日	中川幸夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦三十三番地十四	理事
平成二十六年五月二十八日	黒澤長一	二 遠田郡浦谷町吉住字裏越二十四番地	理事
平成二十六年五月二十八日	木村良明	地 遠田郡浦谷町小里字道祖神二十七番地	監事
平成二十六年五月二十八日	伊藤英雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地	監事
平成二十六年五月二十八日	中澤一雄	遠田郡浦谷町太田字百一番地三	監事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二二一〇八	平成二十六年八月一日
有限会社へびた調剤薬局	石巻市わかば二一一一四	平成二十六年八月一日
佐々木薬局市民病院前	大崎市古川穂波二一七七一三十七	平成二十六年八月一日
調剤薬局ツルハドラッグ古川南店	大崎市古川穂波七一二十四	平成二十六年八月一日
アイランド薬局大崎古川店	大崎市古川穂波三一七七一七	平成二十六年八月一日
アスール薬局	大崎市古川穂波六一三十一六	平成二十六年八月一日

平成二十六年五月二十七日	中澤一雄	遠田郡浦谷町太田字百一番地三	監事
--------------	------	----------------	----

○宮城県告示第七百二十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年八月二十二日

宮城県北部地方振興事務所
所長 宮 崎 博 之

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年七月三十一日	佐々木 琢磨	大崎市古川大崎字名生前川原八番地	理事

ひかり薬局大崎市民病院前	大崎市古川穂波二一八一十四	平成二十六年八月一日
大河原桜町薬局	柴田郡大河原町字南桜町四一四	平成二十六年八月一日
マリオン調剤薬局仙塩利府病院前店	宮城郡利府町青葉台三一七一七十	平成二十六年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	アイン薬局古川店	大崎市古川千手寺町一七二二六
変更後	アイン薬局古川店	大崎市古川穂波三一八一五十一
変更前	ヨネキ薬局市立病院前店	大崎市古川千手寺町一七二二四
変更後	ヨネキ薬局穂波店	大崎市古川穂波六一一三二二
変更前	仙台調剤薬局大崎店	大崎市古川西館三一二十九
変更後	仙台調剤薬局大崎店	大崎市古川西館三一七一六

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年八月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市新田字西後三十九番、四十一番及び四十三番一の各一部
仙台市青葉区錦町一丁目四番五号
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

マックスホーム株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年八月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡富谷町成田一丁目四番百二十五、四番百二十六、四番百二十七番、四番百二十八番、四番百二十九番及び四番百三十番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大阪市北区堂島浜一丁目四番四号
M I D 都市開発株式会社

M I D 都市開発株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年八月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡富谷町成田一丁目四番二及び四番百二十四番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大阪市北区堂島浜一丁目四番四号
M I D 都市開発株式会社

M I D 都市開発株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年八月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字関の内一三三六番二十六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市大曲字堰の内南六十四番地一メル
ベニューD一〇二
遠藤 智宏

遠藤 智宏